

特定都市河川の指定について

令和7年11月7日

令和2年までの10年間、1回も水害、土砂災害が発生しなかった市町村は、わずか41。

水災害は国民全員に関係し、これからリスクがますます高まろうとしている中、産官学民が協働して「流域治水」を推進し、社会の安全度を高めていくことが重要。



10年間で、水害・土砂災害が1回以上発生した市町村の数

1700 (全市町村数:1741)

発生件数	市町村数	全国の市町村における10年間の水害、土砂災害の発生件数(平成23年～令和2年)
10回以上	:1005	出典:水害統計(国土交通省)
5-9回	:427	
1-4回	:268	
0回	:41	

気候変動により、これから洪水発生が増えることが懸念されている。

表:降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

大角川(佐賀県武雄市)の状況:令和3年8月

「流域治水」の推進 河川での対策だけでなく、流域全体での対応へ

○ 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

集水域

雨水貯留機能の拡大

[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

[国・県・市・利水者]
治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

河川区域

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

[国・県・市]
二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

氾濫域

土地のリスク情報の充実

[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

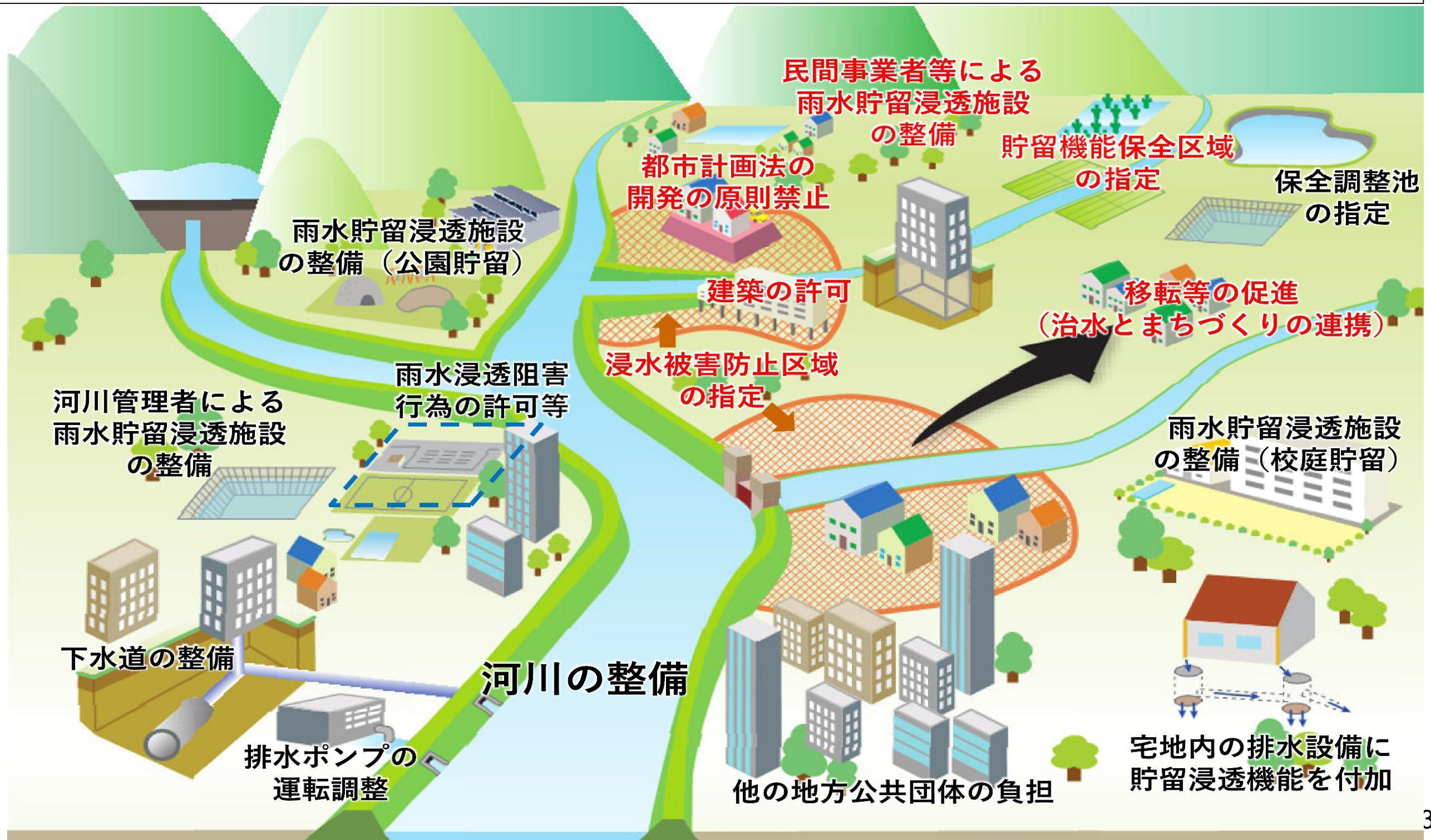
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

特定都市河川浸水被害対策法の概要

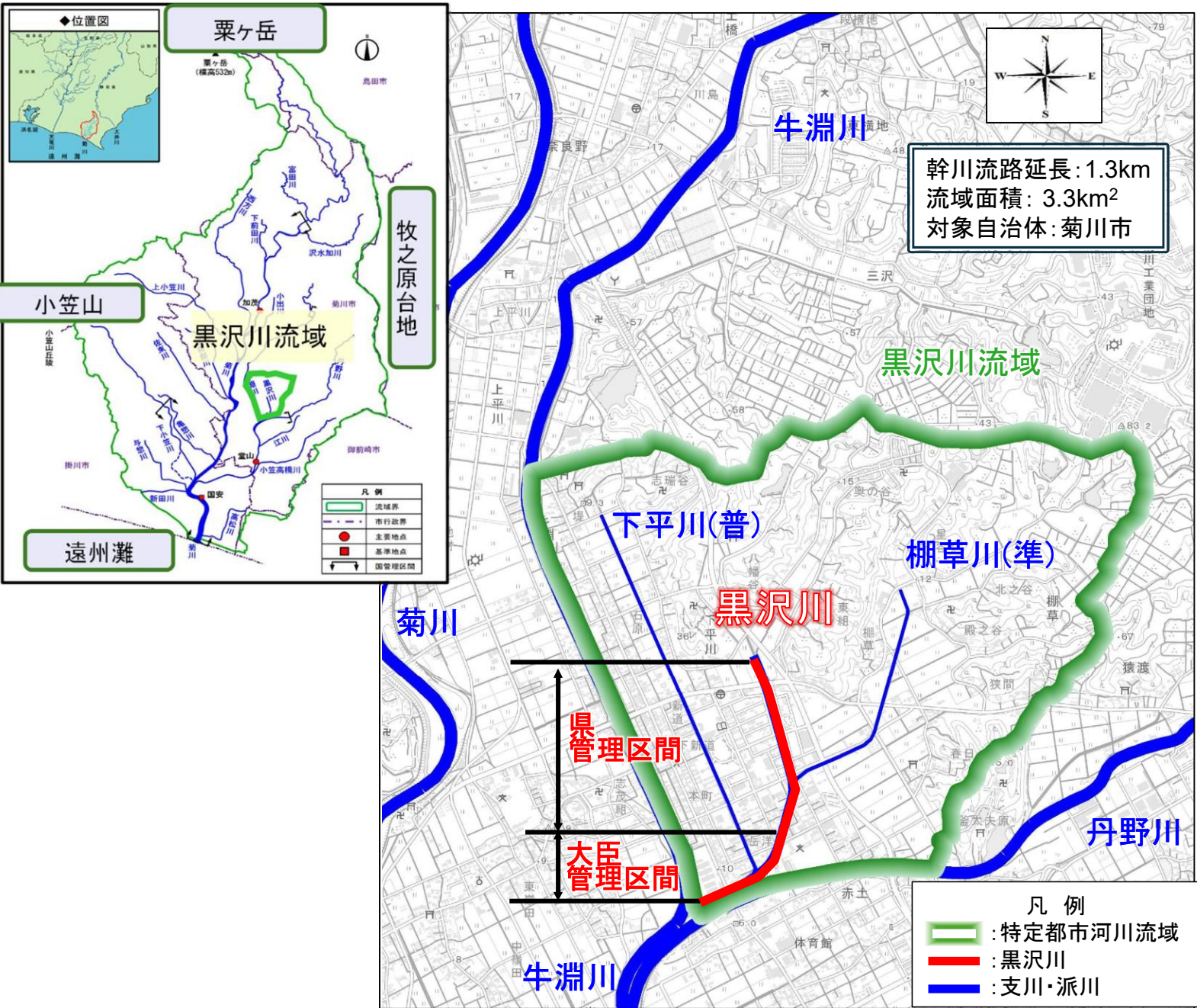
- 流域治水を実践する計画・体制として、国・県・市の関係者の協働による遊水地当の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組み「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行。
- 「**特定都市河川への指定**」により本枠組みを活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上。



黒沢川特定都市河川の指定

○ 黒沢川流域は、牛淵川と丹野川の堤防に囲まれた地域であり雨水が滞留しやすく内水被害が繰り返されていることから、法的枠組みを活用したあらゆる関係者による流域治水を推進し、早期に浸水被害解消を図るため、**令和7年3月31日に黒沢川を特定都市河川に指定**した。

特定都市河川の指定区間および流域



河川名	区間	
	上流端	下流端
黒沢川	静岡県菊川市下平川字橋上5 1 1 2番の1地先	牛淵川への合流点

特定都市河川の指定

■ 菊川水系黒沢川が特定都市河川に指定されたことから、菊川市・静岡県・国土交通省の3者で「流域水害対策推進表明書取交式」を令和7年4月16日に開催した



菊川市 静岡県 国土交通省

流域水害対策推進表明書

令和7年3月31日付けで、菊川水系黒沢川が、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定され、流域治水関連法の法的枠組みにより更に効果的に「流域治水」の取組を推進することが可能となった。今後、関係者が連携し、治水対策を加速化するとともに、流出抑制の取組を実施するなど、流域水害対策を推進することを表明する。

令和7年4月16日

菊川市長 長谷川 寛希
静岡県知事 鈴木 康友
国土交通省中部地方整備局長 佐藤 寿延

菊川水系黒沢川の特定都市河川指定に関する流域水害対策推進表明書取交式



静岡県副知事 菊川市長 中部地方整備局長

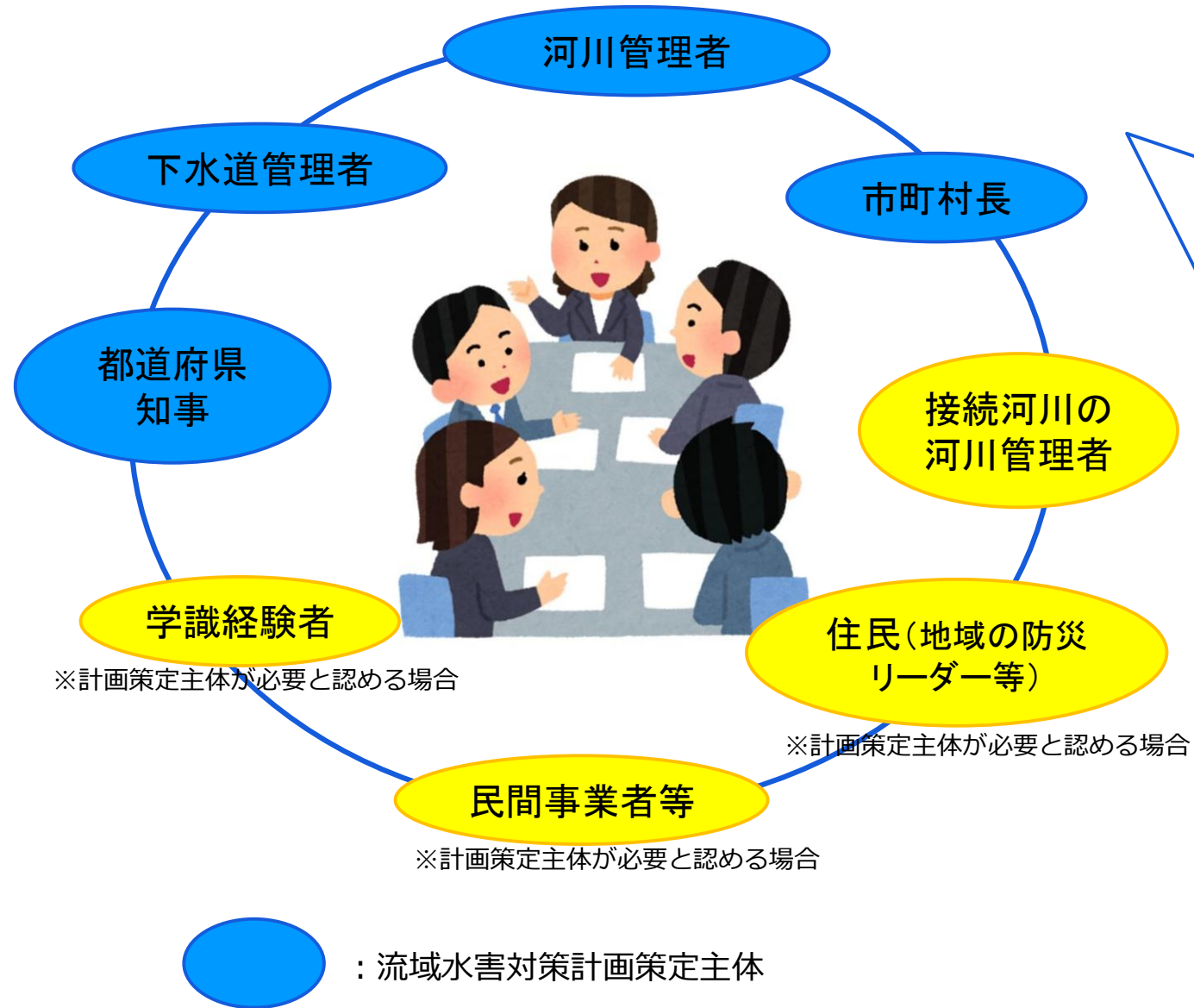


流域治水 治水の要

流域水害対策協議会について

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、河川管理者等が共同して「流域水害対策計画」を策定（法第4条）
- 「流域水害対策計画」の効果的な策定・実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」を組織（法第6条）
- 「流域水害対策計画」に、雨水貯留浸透対策の強化（地方公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を位置付け

【流域水害対策協議会のイメージ】



(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

→ 構成員は協議結果を尊重